

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第4回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年11月11日(水)午後1時30分～2時20分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
報 告 事 項	
議 題	1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について(審議・答申) ・公開 2. その他・公開
会 議 資 料	
担当部課名等	健康推進部長 須田 浩美      健康推進部次長 前田 広子 保健センター長 越智 三奈子 国民健康保険課長 新井 浩巖      国民健康保険課副主幹 石川 純也 国民健康保険課副主幹 古沢 淳子      国民健康保険課主査 敦賀 直幸 国民健康保険課主査 粉川 亮介      国民健康保険課主任 今井 江美 収 税 担 当 参 事 関口 裕教
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 15 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第が 1 枚</li> <li>・運営協議会委員名簿が 1 枚</li> <li>・本日の席次表が 1 枚</li> <li>・第 2 回、第 3 回運営協議会資料が 1 部</li> <li>・第 2 回、第 3 回運営協議会会議録がそれぞれ 1 部</li> </ul> <p>よろしいでしょうか。過不足がございましたらお申し出ください。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、規則第 4 条第 1 項によりまして会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>では議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（審議・答申）、及び、議題 2. その他、ともに公開とお知らせしております。ご了承いただきたいと思います。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」</li> <li>②本日の会議次第</li> </ol> <p>の計 2 枚となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方式でよろしいでしょうか。</p>

司	会	ご審議をお願いいたします。
議	長	<p>それでは、ただいま会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
委	員	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、傍聴人の確認をとらせていただきます。</p> <p>事務局、本日傍聴の方はいらっしゃいますか。</p> <p>[傍聴人なし]</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1. 「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（審議・答申）」となります。</p> <p>前回の審議会の最後で述べましたとおり、私と職務代理と事務局で、皆様のご意見等を踏まえた答申案を作成しておりますので、内容をご確認していただくこととなります。</p> <p>では、事務局より配布をお願いします。</p> <p>[答申案及び資料 5-1 を配布]</p> <p>お手元に行き渡りましたでしょうか。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします</p>
事	務	<p>それでは、お手元の答申案をご覧ください。前回の会議の後、資料 5-1～5-3 に関する説明に分かりづらい部分があったとのお話をいただきましたので、改めてご説明させていただきます。</p> <p>答申案と一緒に配りました資料 5-1 をご覧ください。</p> <p>中間所得者層の負担が大きく、賦課限度額を増額することによって所得に対する税負担率の公平性を改善することが目的の一つであるとしてご説明しておりましたが、補足で説明をさせていただきます。</p> <p>前提として、こちらは 40 歳から 65 歳未満の一人世帯で試算したのものになっております。</p> <p>前回会議でお配りしたものに注釈を入れたもので、①から⑥まで順に番号を振っております。</p> <p>まず、①②④をご覧ください。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>①低所得者層については、算出した額から低所得者軽減が受けられ、均等割、平等割について軽減されます。</p> <p>なお、世帯の人数が多い場合には、100～200 万円の世帯であっても 5 割または 2 割軽減が該当する場合があります。</p> <p>②中間所得者層は算出した額がそのまま課税され、特に差し引かれるものはございません。</p> <p>次に、④高所得者層については、算出した額が何百万円あったとしても限度額までしか課税されません。つまり、例えば所得が 1 億円であったとしても 99 万円しか課税されないこととなります。</p> <p>こうしたことを踏まえ、③及び⑤で所得に占める税額割合を見ていきますと、③所得 300 万円から 800 万円の中間所得者層は特に引かれるものはないので、ほかの所得者層と比較して所得に対する税の割合が高くなっています。</p> <p>一方で、⑤900 万円を超える高所得者層は税の負担割合が低く、所得が大きいほど低くなっていきます。</p> <p>そうしたことから、⑥賦課限度額を増額することで所得に対する税負担の割合が中間所得者層に近づいていきます。矢印で示した所得 800 万円の世帯と所得 900 万円の世帯の税負担率を比較しますと、所得 800 万円の世帯が 11.23%で、所得 900 万円の世帯では改正前が 10.46%に対し 10.68%となり、差が縮まることとなります。</p> <p>資料の説明は以上となります。</p> <p>続きまして、答申案を読み上げさせていただきます。</p> <p>所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（答申）</p> <p>令和 2 年 8 月 12 日付け所国第 188 号で諮問された「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申します。</p> <p>記</p> <p>令和 3 年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金分賦課限度額を 16 万円から 17 万円に引き上げる。</p> <p>なお、施行日は令和 3 年 1 月 1 日とする。</p> <p>付帯意見</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が予想される中、特定健康診査などの受診率向上による健康寿命の延伸を目指すとともに、今後も引き続き、収納率の向上による税収の確保やジェネリック</p>
--------------	--

事務局	<p>医薬品の利用促進による医療費の抑制により、健全な財政運営に努めていただきたい。</p> <p>なお、将来、赤字が解消された際には、被保険者に対する還元策を検討・実施していただきたい。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの補足説明及び答申案の内容について、委員の皆様よりご意見・ご質問などはありますか。</p>
委員	<p>特定健診の受診率の件ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、6月から8月にかけての受診率がかなり低下していると思われませんが、年間の受診率はどのように予測されていますか。</p>
議長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今年度の健診結果につきましては、まだ集計が出ておりませんが、昨年度の結果を参考にお答えしますと、後半が新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりました。平成 30 年度と比較しますと、平成 30 年度が 40.5%でしたが、昨年度は 38.2%と受診率が減少しております。</p> <p>今年度につきましても、何らかの影響が出てくるものと考えております。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>答申案については、付帯意見を含めてご意見等ございませんか。</p> <p>前回の協議会で委員の皆様からいただいたご質問やご意見が反映されているかどうかをご確認いただきたいと思っております。</p>
委員	<p>今までの経過を踏まえたうえでの答申になっていると思います。コロナ禍における苦渋の決断ということが表れていて、価値のあるものと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他の皆様はいかがでしょう。</p> <p>[賛成の声あり]</p> <p>今、賛成の声がありましたけれども、皆様ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>[委員同意]</p> <p>それでは、答申書案のとおり答申書を作成し、市長へ答申することとなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日は市長・副市長が不在のため、健康推進部長へお渡しす</p>

	ることになります。ご了承のほどお願いいたします。
事 務 局	それでは、答申書作成のため、会長と職務代理は中座いたします。
	[動画上映]
司 会	それでは、会長から健康推進部長へ答申をお願いいたします。
議 長 ( 会 長 )	[答申書朗読、提出]
司 会	それでは、ここで健康推進部長よりご挨拶を申し上げます。 お願いいたします。
健 康 推 進 部 長	健康推進部長挨拶 (市長メッセージ代読)
司 会	ありがとうございました。 では、引き続き議事の進行を会長をお願いいたします。
議 長	それでは、答申書の写しについて、事務局より委員の皆様へ配付してください。  [答申書配布]  議事を進行いたします。 続きまして、議題 2. その他でございますが、事務局から何かございましたらお願いします。
事 務 局	先ほど、健康推進部長からもお話のありましたとおり、本日の答申を尊重させていただきまして、令和 2 年 12 月定例会に国民健康保険税賦課限度額の改定議案として提出させていただきます。 議案の写し、議案資料、及び議会スケジュールにつきましては、準備が整い次第、委員の皆様へ郵送させていただきます。 また、次回第 5 回の協議会を、令和 3 年 2 月に予定しております。 日程については、決まり次第、通知にてご連絡いたします。 以上になります。
議 長	それでは、折角の機会ですから、委員の皆様からご質問やご意見、何でも結構ですので、ございましたらお願いいたします。  [質問・意見なし]  それでは本日の議事については、これで終了とさせていただきます。 以上で会議はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。

様式第 2 号

<p>司 会</p>	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございます。 最後に、閉会のことばを高杉職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>職 務 代 理</p>	<p>閉会の挨拶</p>
<p>司 会</p>	<p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。 皆様お疲れ様でした。</p>
<p>会 長 署 名</p>	